

住宅の退去を余儀なくされ県営住宅の入居を希望される方へ

香川県土木部住宅課

I 申し込みにあたって

- ① 部屋の指定はできません。
- ② 申し込みに必要な書類
 - (ア) 県営住宅申込整理票
 - (イ) 入居対象者であることが客観的に証明できる書類
 - i 社員寮や社宅など雇用先が賃貸していた住宅から退去を余儀なくされている方
・解雇通知、寮・社宅からの退去通知など
 - ii 住居手当の削減、所得の減少等により居住可能だった住宅から退去を余儀なくされている方
・解雇通知、給与明細、賃貸住宅の契約書など
 - iii 解雇等により離職したが、失業等給付を受給することができず、現に居住している住居から退去を余儀なくされている方
・解雇通知、失業等給付の申請書(離職理由等)、賃貸住宅の契約書など
- ③ 入居手続きに必要な書類
 - (ア) 行政財産使用許可申請書
 - (イ) 課税所得証明書(学生・子どもを除く世帯全員分)
 - (ウ) 申込者と同居親族全員の住民票(続柄が記載されているもの)
 - (エ) 県営住宅の留意事項についての確認書類
- ④ 県営住宅の使用料は、世帯の所得、部屋の種類に応じて決定します。
- ⑤ 敷金、連帯保証人は不要です。
- ⑥ 申込者又は同居親族が暴力団員である方は入居できません。
- ⑦ 入居後6か月(2年)後には住宅を明け渡していただきます。また、県営住宅の入居者資格を満たす方については、通常の県営住宅の入居に切り替えて居住を継続することもできますので、ご相談ください。

II 入居にあたって

- ① 入居日は県が指定した日とします。
(入居期間は県が指定した日から6か月間となります。)
- ② 鍵の受け渡しの際に、県営住宅使用請書と誓約書を提出していただきます。
- ③ 入居前の修繕は必要最小限のものとなっています。
- ④ 自治会への連絡をお願いします。
ゴミ出し、清掃等についても問い合わせてください。
- ⑤ 自治会費、共益費の負担が必要となります。(自治会へ支払い)
- ⑥ 駐車場が必要な方は指定管理者又は自治会へ問い合わせてください。
- ⑦ 電気、ガス、水道の申し込みは各自でお願いします。(各申込先については、別途お渡しする「香川県営住宅住まいのしおり」を参照してください。)

- ⑧ 県営住宅の使用料は納入通知書又は口座振替にて毎月末（月の途中で明け渡した日）までにその月分を納入してください。口座振替の振替日は毎月 27 日です。1 か月に満たない期間の使用料の額は、使用期間が 15 日を超えないときは月額使用料の 1/2 相当額とし、15 日を越えるときは月額使用料とします。
- ⑨ 住戸は、風呂設備を設置済みです。その他の設備、家具家電等は設置していません。
- ⑩ 使用期間満了日に使用物件を原状に回復して返還してください。
- ⑪ 使用許可期間内において、新たな居住の場を確保できない場合などやむを得ない事情がある場合は、許可期間満了前に使用許可の申請を行ってください。ただし、当初入居日から 2 年を越える期間を申請することはできません。なお、県営住宅の入居者資格を満たす方については、通常の県営住宅の入居に切り替えて居住を継続することもできますので、ご相談ください。
- ⑫ 許可なく住宅の工事等を行うことはできません。詳しくは、指定管理者までご相談ください。
- ⑬ 県営住宅ではペット（犬、猫等）を飼うことはできません。

Ⅲ 退去にあたって

- ① 明渡し届けは、引越しをされる 10 日以前に提出してください。
- ② 退去にあたって、入居者の故意・過失による損傷等があった場合は修繕していただきます。
- ③ 荷物を搬出してから後、入居者立会のうえ県の退去検査基準に基づき退去検査を行います。なお、入居者が修繕できない場合は、修繕費を負担していただきます。
- ④ 入居者ご自身が設置した設備（湯沸し等）の撤去、住宅の掃除等は、退去時に必ず行ってください。残置物がある場合は、撤去・処分費用を負担していただきます。
- ⑤ 電気、ガス、水道、電話など廃止の手続きを行ってください。

○お問い合わせ先（土・日・祝日を除く 8：30～17：15）

高松市番町四丁目 1 番 10 号 県庁東館 7 階

香川県土木部住宅課 県営住宅グループ

電話：087-832-3581 FAX：087-806-0247

○申込先（土・日・祝日を除く 8：30～17：15）

高松市番町四丁目 1 番 10 号 県庁東館 7 階 住宅課分室内

香川県営住宅指定管理者 香川県建築設計協同組合

電話：087-832-3587 FAX：087-862-7362